JD連続講座３

**「憲法・障害者権利条約にふさわしい障害者施策の実現を求めて！」**

レジュメ

２０１８年３月１５日

**（１）手話言語法制定をめざして（言語権保障）**

・「手話は命」の意味

　　日本語の音声が聞き取れない、日本語の音声が話せない、日本語が理解できないという理由だけで、ろう者は知能が低い、生活能力が低い、判断能力が低いとみなされ、理不尽な差別や偏見を受けてきた。

例えば、

1. つんぼ、おし、耳なし等差別的な言葉を言われる
2. 手話は「手まね」と呼ばれ蔑まされてきた
3. 家や土地などの財産を奪われる、財産を持つことができない
4. 障害のない人に比して、給料が極端に低い
5. 結婚を認められない
6. 子どもを産むことを認めてくれない
7. 騙されて不妊手術を受けた
8. アパートを借りることができない
9. 就職できない
10. 病院での診察を断られ、命を落とした
11. 結婚式や葬式に参加できない

しかし、「手話」がろう者の命や生活を守ってきた。手話は楽しい、仲間をつなぐ命綱である。手話があるからこそ、生きる力が出てくる。差別や偏見にも我慢でき、たたかうことができた。手話は言語である。言語として手話を学び、手話を使い、手話を守ることは社会の責任である。

**（２）情報アクセシビリティ**

社会は音声情報にあふれている。ラジオやテレビ等の放送、火災や津波等の災害警報、交通案内（空港、駅、バス、船、飛行機、電車等）、来客案内、電話通信等の音声情報、音情報が絶え間なく流れてくる。しかし、耳が聞こえない、聞こえにくい人にとっては、命や生活に関わる問題である。耳が聞こえにくい人には、音や音声を拡大する方法がある。耳が聞こえない人には、音声を文字情報や手話情報にかえてみることができる。

音声や音情報を、目で見る方法に変えたりすることができるようになるということは、自分の命を守り、知る権利の保障につながる大切なことである。目の見えない人には、文字情報を音声情報に変えることが大切である。

関連する法律

　　　・放送法

　　　・公職選挙法

　　　・バリアフリー新法

　　　・著作権法

**（３）コミュニケーション保障**

　・障害者権利条約第二条の定義

「意思疎通」とは言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

・日本の障害者福祉サービス（地域格差、応益負担の問題）

　　（１）手話通訳制度

　　（２）要約筆記制度

　　（３）盲ろう者向け通訳・介助者制度

　　（４）その他の意思疎通支援

　・合理的配慮の提供（障害者差別解消法）

　　　意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の配置が「過重な負担」とみなされる。